



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 論
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

個人と組織の自由と責務

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

記念総会・大会

平成22年度が法制定60周年となる日行連定時総会と、設立30周年の日政連定期大会は岡山で開催され、滋賀会では6人目となる中村純一郎副会長が総務大臣表彰の栄誉に輝いた。この受賞は長年にわたり日行連および滋賀会の運営と業務に精励された賜であり、その滅私奉公の歴史に深甚なる敬意を表したい。

さて組織や制度は40年を一つの節目とするといわれるが、今回の総会ではあらゆる組織運営上の問題が噴出したのでその根源的なものについて触れてみたい。

個人の自由

誰でも個人の自由を主張することは正しい。しかし個人は家庭、会社、団体等を構成する組織の一員でもある。個人は組織の中にあつては、自分という個人と他人という個人の関係を持ちつつ、さらに自らが構成する組織を維持構築し、それが全体として社会を構成している。その意味で個人の自由も制限される場面がありうる。

強制登録・入会と会員

個人の自由の一つに職業選択の自由がある中で、行政書士という資格を選び業務を行おうとすれば、強制的な日行連への登録と単位会入会を承諾しなければならない。すなわちこの時点から行政書士会という組織に自由が制約されることを容認したことになる。

そして行政書士会は会員に対する倫理や法令遵守を課し、それに反すれば処分するという社会規範組織の一員として行政書士会員に社会的責任を負わせている。

そのことで国民は社会的役割を果たす行政書士制度を容認するのである。ここにおいて行政書士の自由は、組織の秩序と規範の制約の範囲に閉じ込められ、個人の自由とともに制限されることになる。

日政連組織の現状

行政書士法により、各県に一つに限って設立された行政書士会が、日本に唯一の日行連を設立し、47の行政書士会がその構成員となっている。主役は単位会である。

日政連は日行連により設立され、全国単位会の会員を構成員の対象とした全国組織であり各県の47支部により構成されている。支部への入会は自由であり、規制法は行政書士法ではなく政治資金規正法である。会員は行政書士に限られるが直接日政連の会員となれず、支部の構成員となることができる。この場合主役は支部たり得るか考えてみる。

組織の自由

各単位会の中には、日政連支部とは別に、独自の政治連盟という日政連から独立した単一組織を組織しているところがある。すなわち、行政書士の政治連盟は、日政連とその支部、そして全く日政連から独立した単位会政治連盟の三団体が存在しているのだ。

日政連支部は日政連幹事等に役員を送り出し日政連の構成員と運営の一翼を担っている以上、その組織論理に従うのは当然である。しかし、この支部は、それ自身が独立した県政治連盟としての意志決定機関を有している。ここにおいて、日政連、日政連支部と本部としての県独自の政治連盟が運営上の自由を主張して対立する構図をつくり出している。

会費徴収の問題

日政連支部は加入会員の支部会費で運営し、日政連が定

めた単位会会員数を基礎とした支部負担金を支払う。支部負担金と実加入会員の会費の差額が支部運営を困難にしているとして従来から支部負担金に異論が唱えられている。滋賀県支部も実加入会員数で負担金を計算し直して支払うべきだとの意見が出ている。組織的議論が必要である。

もうひとつの政治連盟

それでは単位会独自の政治連盟はどうなっているのか。支部入会会員をそのまま単位会政治連盟の会員としているのであれば、構成員はそれを承諾しているのか、当然に団体が異なるので、政治資金収支報告書はそれぞれの団体から提出されていなければならない。滋賀会には滋賀会独自の政治連盟は設立されていないので、会員の二重加入問題は生じていない。日政連支部とは異なる組織が独自の政治活動や主張を行うのは自由である。しかし会員は政治的主張に関して日政連支部か県政治連盟かの選択を戸惑うことになる。一つの組織内の本部と支部、もう一つの組織が意見を異にするとき日政連と日行連はとりまとめの責任を問われることになる。

外部圧力と加入の選択

兼業会員は兼業する資格ごとに政治連盟に加入する機会を持っている。どちらに加入するかは自由であるが、どちらにも加入することが望ましい。なぜなら規制緩和や司法制度改革においては、法律専門職と隣接法律専門職に二分され対立軸に置かれている。法曹三者以外は隣接法律専門職として十把一絡げで議論されている。あれがよくてこれが悪いということではない。隣接法律職はどれも良くならなければ全体が良くなるのである。それゆえに兼業者はその保有資格のすべてに関する政治活動が求められている。次に述べる理由により当然に会員も日政連に加入する責務を持つ。

内閣法と議員立法の違い

国会における法改正は、行政書士制度は議員立法で成立したので議員提案である。他資格は内閣提案で成立したので内閣すなわち所管省庁提案で改正される。この背景が行政書士の政治連盟のあり方を他資格から際立たせる。自らが動かなければ政治も行政も動かない。しかも法案の成立は政府与党が鍵を握る。政府与党とは国会における過半数勢力である。数とは国民の持つ票である。すなわち国民の政治連盟とは政党ということになる。ここにおいて議員提案による行政書士法改正とは各政党の協力を必要とする。その意味で、日政連はすべての会員と国民の思想信条の自由の上に成り立つ、一党一派に属しない政治活動を行っているのである。政治連盟に加入しない会員も法改正の是非に関して個人の自由が政治的支配を受けるのである。

組織の統治責任

政治連盟の活動に関するさまざまな意見が寄せられている。日行連、単位会、日政連、日政連支部、単位会政治連盟が、それぞれに所属する会員を巻き込んで組織内対立を生み出し議論が噴出している。

国民の目から見てわかりやすい情報開示と説明責任が行政書士組織に求められている。すなわち、行政書士制度を国民から預かる行政書士の組織の役員統治能力と責務と日行連・日政連の政治活動に対しても会員の社会的責務としての参加が問われているのである。

(文中意見にわたるものは私見である。)